

船行第482号

平成19年10月9日

船橋市監査委員 様

船橋市長 藤代孝七

平成18年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成19年2月21日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成18年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。

(担当：行政管理課 横瀬 内線2144)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	申請にあたって、船橋市自主防災組織補助金交付規則で定められた書類の添付がない自主防災組織が多数見られる。	添付書類について審査を十分に行い、訓練の実施事実についても、防災課の防災指導報告書や消防訓練集計表での確認作業を徹底している。	措置済み
監査結果	消火器薬剤の詰め替え費用の補助要件である消火器を使った消火訓練を実施していない町会・自治会にも補助金が交付されている。	平成18年4月1日に規則を、「市長の訓練指導を受けて防災訓練を行った場合」で防災資機材を購入したとき(消火器の薬剤の詰め替えも含む)に改正したため、消火器を使った消火訓練の実施は要件ではなくなった。	措置済み
監査結果	申請者は町会・自治会であるが、領収書の名義が管理組合になっているものがある。	自主防災組織を結成している町会・自治会の中には、マンションの管理組合が組織した町会・自治会も含まれているので、特にこの場合は添付書類について不備がないように、確認を徹底することとした。	措置済み
監査結果	家庭用の消火器薬剤の詰め替え費用あるいは消火器の購入補助に充当したと判断できるものが補助対象に含まれている。	規則の改正により、消火器薬剤の詰め替え費用のみの補助要件から、防災資機材を購入したとき(消火器の薬剤の詰め替えも含む)に交付する要件となったことに伴い、消火器のみならず購入資機材の管理主体が自主防災組織であることの確認を行っている。	措置済み
意見	マンション等においては、消火器の所有者は管理組合であるのに、管理組合とは別組織の自主防災組織に補助することになり、不自然な形となっているので、規則の見直しが必要である。	監査時点と同じ	マンションの管理組合が自治会を組織し、その自治会が組織した自主防災組織が活動した場合は当然補助対象となるので、現時点では規則改正は考えていない。
意見	1団体当たりの補助金額が少額であるにもかかわらず、事務手続が多く煩雑なので、町会・自治会に対して交付されている他の補助金と統合し事務の合理化を図ることを検討すべきである。	監査時点と同じ	他の補助金との統合については、統合可能な補助金があれば担当課の意見等を踏まえ、検討する。

区分	現在の状況		今後の方針
意見	東葉高速鉄道(株)利子補給金のあり方について、現状のスキームを見直すことが必要であり、早急に抜本的な対策に取り組む責任がある。	監査時点と同じ	<p>当該利子補給は、開業後の輸送実績の低迷や当時の金融情勢の悪化により市中金融機関からの借入れが不可能となった東葉高速鉄道(株)の支援を行うために、国、自治体、東京地下鉄、支援機構等の関係者が取り交わした第二次支援の中で確認された支援策の一つであり、同社の経営を圧迫する最大の要因である支援機構への支払利息を低減するために必要な措置である。指摘があったように同社の経営改善のためには、支援機構に対する償還元本の削減が不可欠であり、そのために自治体等は出資という形による支援も実施してきたところである。また、平成19年度からの追加出資にあたっては、その効果を最大限に発揮するため、従来からあったステップアップ方式による元本償還計画を見直し、平成28年度までの10年間に総額150億円の繰上償還を行うことにより後年度の償還元本の減額を図っている。</p> <p>金利や利用客の動向など、極めて不確定な要素が多い中で、3千億円を越える有利子負債を抱える同社の将来の経営状況を現時点で見通すことは困難であり、今後の10年間において第二次支援策を予定通り実施するとともに、沿線開発による需要拡大策等に取り組む中で、支援期間終了後の収支見通しや将来的な会社のあり方や支援のあり方について見極めていきたい。</p>

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	大規模修繕と認められた11団体のうち9団体は、工事内容から判断して船橋市町会・自治会館設置費補助金交付規則の要件を満たしていないものがあり、補助金の支出は適切ではない。	監査時点と同じ	大規模修繕を行った11団体のうち9団体についても、規則第3条第3号又は第5号の交付要件を満たしていると考え、多様な解釈が生じないよう基準等を定め明確化を図っていく。
監査結果	町会・自治会館 交付を受けた団体が、大規模修繕の工事費を大幅に上回る次期繰越金あるいは修繕積立金を有しており、補助金のあり方の見直しが必要である。	監査時点と同じ	繰越金等の有無を大規模修繕に対する補助金交付の判断基準とすることは難しいと考えるが、当該補助金のあり方について、今後検討していく。
監査結果	町会・自治会館 設置費補助金 町会・自治会館の建物にかかわる付帯施設あるいは付帯設備の範囲を明確にすることが望まれる。	監査時点と同じ	付帯設備等の範囲を明確にすることについて研究していく。
監査結果	町会・自治会館 設置費補助金 大規模修繕について、町会・自治会館設置費補助金を交付した自治会の決算書において、補助金の収入及び修繕費の支出が確認できないものがある。	監査時点と同じ	決算書に補助金の収入及び修繕費の支出は計上されていたが、分かりにくい町会・自治会も見受けられるので、決算書に明確に表してもらうように依頼する。
意見	町会・自治会館 建設のための町会・自治会館設置費補助金については、公平性の観点から負担割合の見直しの検討が必要である。	監査時点と同じ	補助金については、一定世帯以上の町会・自治会が会館を建設する等の際に、その費用について延床面積に応じ補助額を決定し、助成しているが、今後、現在の補助内容について研究していく。
監査結果	町会・自治会館 維持管理費補助金 補助金の申請に際して、船橋市町会・自治会館維持管理費補助金交付規則に明記されている必要な書類が添付されていない団体がある。	町会、自治会交付金の申請も同時に受け付けており、この添付書類として決算書等があるため、ここで内容確認していたが、今年度からは、各申請書ごとに添付してもらうこととした。	措置済み
監査結果	町会・自治会館 維持管理費補助金 補助金の交付を受けた町会・自治会に義務付けられている決算書及び会館利用状況報告書が提出されていないものがある。		措置済み
意見	町会・自治会館 維持管理費補助金 補助金の交付については、町会費、自治会費あるいは町会、自治会館の利用料を適切な水準に設定することを考慮して維持管理費を算定することが必要である。	監査時点と同じ	町会・自治会館は多種多様な方法で建設されており、会館の維持管理費も千差万別であるため、維持管理費の算定を一律に論ずることは困難であるが、利用者負担を含め、今後のあり方について調査・研究していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	自治会連合協議会の、運営費の半分以上を補助金に依存している負担割合は、見直しの余地がある。	監査時点と同じ	町会・自治会活動の中核的役割を担う自治会連合協議会の活動は重要であり、その主な財源は、会費と市からの補助金で成り立っていること、また、補助金支出に対する費用対効果も十分と考えている中で、負担増となった場合町会・自治会の活動や自治会連合協議会の運営に支障が生ずるおそれもあることから現行どおりとしたい。
監査結果	防犯灯維持管理費補助金 補助金の交付を受けた団体のうち調査をした30団体中8団体に、防犯灯の維持管理費を上回る補助金を交付している。	監査時点と同じ	防犯灯一灯につき、4月分の電気料金に12を乗じて得た額に、電球代等として660円を加えた額を補助しているが、補助金の支出のあり方については、今後、調査・研究していく。
監査結果	維持管理費補助金 交付を受けた団体のうち2団体に、船橋市防犯灯設置費等補助金交付規則の助成対象外と思われる、管理組合が負担している電気料について補助金を交付している。	監査時点と同じ	領収書が防犯灯以外の管理組合が負担している電気料を含んだ電気料金全体のものしか発行されないので、その領収書を添付書類としているが、その場合は、該当する防犯灯に対してのみ補助している。今後は、決裁にその内容を記載するようにしていく。
意見	町会・自治会への補助金を整理して統合し、補助金交付の事務を効率化すべきである。	監査時点と同じ	町会・自治会等に対する補助金の整理・統合の実現の可能性について検討していく。

健康政策課1 / 1

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	医師会、歯科医師会、薬剤師会への補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	監査時点と同じ	当該補助事業について、医師会と、要綱の整備又は廃止について協議を行っていききたい。また歯科医師会及び薬剤師会についても、医師会との協議の進展に応じて検討を進めていきたい。
意見	上記三師会は裕福な団体であり、補助の必要性は薄いと考えられるので、財政逼迫の中では廃止すべきである。	監査時点と同じ	

健康増進課1 / 1

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	個別の規則、要綱等が定められていない。	監査時点と同じ	船橋市と財団法人船橋市医療公社との間で昭和59年2月22日に締結した覚書により、管理運営費の一部として補助しているが、今後については、経営状況を見定め、また、他の財団法人等の補助状況も勘案して考えたい。
監査結果	補助金に、医療公社が採用した職員の人件費も含まれている。	監査時点と同じ	

保健予防課1 / 1

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	本来実績報告書での清算が行われるべきであったが、千葉県の補助金額を基礎に精算を行ってしまったため、一部の福祉作業所で補助金交付額に不足が生じている。	交付額の不足については、平成18年11月に追加交付した。	措置済み  県の補助制度が平成21年度をもって廃止予定のため、その際に今回の意見を踏まえて、規則の見直しを図る。
意見	船橋市精神障害者福祉作業所運営費補助金の交付に関する規則には、補助金支給時期を原則として補助事業が完了した後に交付すると規定している。市長が必要と認めたときは補助事業の完了前に交付することが出来る旨の規定はあるが、市からの補助金以外の収入が期待できない施設については年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を実態に合致させることが必要である。	監査時点と同じ	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	地区社協運営費補助金について、交付目的や内容、交付の基準等を明確にすべきであるので、規則・要綱等を整備すべきである。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	ミニデイサービス事業補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	地域福祉まつり事業補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	地区社協広報事業補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
意見	ボランティア育成事業によって、ボランティアの確保、養成がどのように成果を上げており、どのように推移しているかを明らかにしていくことが重要である。	平成18年度の実績報告より、前年度(1,444人)と比較した各地区のボランティア数を明記した一覧の提出を義務付けた。	今後とも市社会福祉協議会に実績一覧の提出を義務付け、年毎のボランティア数及び増減を地区単位で把握する中で、本補助金の成果について明らかにしていく。
監査結果	ふれあいいきいきサロン事業補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	子育てサロン事業補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。
監査結果	地域福祉活動助成金交付規則では、3月31日までに実績報告することとされているが、全21事業のうち2事業は3月31日を超えて実績報告がなされている。	平成18年度より、3月31日までに事業報告を提出するよう徹底した。	措置済み
監査結果	過去に実績がある事業にしか交付されないため、新しい団体は対象となっていない。	審査基準を見直し、平成18年度募集事業より立ち上げ1年目の団体も助成対象とした。	措置済み

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	船橋市補助金等の交付に関する規則では3月31日までに実績報告をすることとしているが、平成18年5月29日に実績報告書が提出されている。	平成18年度分より、規則どおり、3月31日までに実績報告を提出するよう徹底した。	措置済み
監査結果	個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱を整備していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	(財) 個別の規則、要綱等が定められていない。	監査時点と同じ	公益法人制度改革の動向を踏まえ、関係部署と協議しながら検討していきたい。
監査結果	船橋市補助金等の交付に関する規則では3月31日までに実績報告することとしているが、平成18年5月1日に実績報告が提出されている。	平成18年度分より、3月31日までに実績報告を提出するよう徹底した。	措置済み
意見	実績報告については、監事監査を経て理事会の承認を得た決算書を入手し、見込決算書と確定決算書との照合が必要である。	平成18年度分より、実績報告について監事監査を経て理事会の承認を得た決算書と照合を行った。	措置済み
意見	(財)福祉サービス公社の正味財産が大きく増加するのであれば、補助金を削減すべきである。	監査時点と同じ	補助金については、今後も、介護保険制度の大幅な改正や障害者自立支援法などの動向も不透明な部分があり、高齢者や障害者をとりまく環境も大きく変化していることから、公社の事業の方向性と併せて総合的に検討していく。
意見	民間老人福祉施設職員設置費補助金について、勤務割表と給与支給一覧の添付を船橋市民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱に明示すべきである。	平成18年11月16日に要綱を改正し、辞令(写)、雇用契約書(写)、勤務割振表、給与支給一覧を添付書類として明示した。	措置済み
意見	老人クラブ助成金について、運営費補助から事業補助への変更が有効である。	監査時点と同じ	老人クラブ補助金の事業補助への変更については、更に検討していくが、当面は事業費補助への変更は行わない。
監査結果	老人クラブ連合会補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	規則・要綱等を整備するにあたり、近隣市の整備状況を確認し、整備している市の規則・要綱を参考とし、本市の状況に即したものとなるよう研究している。	規則・要綱等の整備について検討していく。
意見	老人クラブ活動の支援事業に係る補助金については、老人クラブ助成金と統合することが可能である。	監査時点と同じ	社会福祉協議会が行っているバスの貸出事業と市が貸出を行っていた福祉バス、老人クラブが民間バスを借上げた際の補助事業を利用者の立場に立って、社会福祉協議会に一元化を図り、利便性を向上させたものであるとのため、老人クラブ助成金との統合は難しいと考えている。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	船橋市知的障害者生活援助事業運営費補助金交付要綱によれば、実績報告書の添付資料として歳入歳出決算書の提出を求めているが、4団体が歳入歳出決算見込書を添付しており、確定後の決算書を入手していない。	4団体に確定後の決算書を提出するよう指導した。なお、当該補助事業は、平成18年度で終了した。	措置済み
監査結果	2団体は歳入歳出決算書が歳入歳出予算書と全く同額となっている。	2団体に対し改めて口頭により事情聴取を行ったが、全く同額であった。なお、当該補助事業については、平成18年度で終了した。	措置済み
意見	すべての施設に概算払がなされているが、資金繰りの関係から船橋市中心身障害者援護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱記載の補助金交付時期が不都合であるならば、見直しを行う必要がある。	監査時点と同じ	資金繰りに影響を与える規模の補助とは言えないが、施設の経営の安定、ひいては福祉の増進の観点から概算払いを行うことが望ましいので、現状の支給時期に合わせて要綱を見直していく。
意見	実績報告は、最終的には確定値での報告を行うべきである。	実績報告は、最終的には確定値で報告を行うよう徹底している。	措置済み
意見	実績報告は、補助対象の人員費の裏づけを行うための添付資料であれば、給与台帳等の人員費の支払い関連資料を添付するのが適当である。	平成19年度分より、施設の監査を実施する際に、認定職員の給与台帳等の確認を行うこととした。	添付書類について検討していく。
意見	法人及び施設の経営状態の確認を行う添付資料であれば、事業活動収支計算書等を含む計算書類が必要である。	監査時点と同じ	添付書類について検討していく。
意見	船橋市社会福祉施設運営費補助金の交付に関する規則第4号様式においても収支決算書の範囲を明確にし、法人及び施設の経営状態の把握に努める必要がある。	監査時点と同じ	実績報告書の添付資料としての収支決算書の範囲を明確にし、経営状態の把握に努める。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	心身障害者福祉作業所運営費補助金について、市長が必要と認めたときは補助事業の完了前に交付することができる旨の規定はあるが、年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を改正して、実態に合致させることが必要である。	監査時点と同じ	現状に合わせて規則の整備を検討していく。
意見	障害者小規模通所授産施設運営費補助金について、年度内の分割交付が必須であり、規則の交付時期を改正して、実態に合致させることが必要である。	監査時点と同じ	現状に合わせて規則の整備を検討していく。
監査結果	障害者福祉団体補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	監査時点と同じ	規則、要綱等を整備していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	簡易保育所通園補助金 補助金支給額に入園料を含むものがあつたが、入園料を補助対象にするのであれば、交付要綱で入園料を含むことを明示すべきである。	平成19年4月1日付で要綱を改正し、また、保護者に配布する申請書類一式の中の手引きにおいて、補助対象となる保育料額には入学金やおやつ代も含むことを明示した。	措置済み
意見	園児補助金 3歳以上児についての補助金額の上限金額を引き上げる方向での見直しが必要である。	平成19年度より、3歳以上児の補助金額の上限を4,300円から9,000円に引き上げた。	措置済み
監査結果	保育所運営費補助金 平成17年度の補助金交付申請書に添付されている収支予算書において、予備費が計上されているが、予備費部分については算定の対象とすべきではない。	平成19年度の補助金算定においては、予備費部分を対象としていない。今後においても予備費部分を除いて補助金算定を行う。	措置済み
監査結果	施設の運営管理に要する費用については、申請後1ヶ月以内に確定値の実績報告を行うこととされているが、実際の事務処理は、実績値の報告を3ヶ月後に行っており、実態に即して行えるように交付時期を見直す必要がある。	監査時点と同じ	実績報告を実態に即して行えるよう、規則の改正等を行うなど交付時期の見直しを検討する。
意見	私立保育所運営費補助金 補助金交付申請書は、申請をする側が作成した上で申請を行わせるべきである。	監査時点と同じ	今後私立保育園に対し説明等を行い、書類作成可能な園から順次行うなどの対応を図る。
意見	補助水準の見直しを行う余地がある。	監査時点と同じ	補助金の削減は保育所の運営に支障をきたすおそれがあるため、慎重に検討していく。
意見	一時保育事業費補助金交付申請書は、申請をする側が作成した上で申請を行わせるべきである。	監査時点と同じ	今後私立保育園に対し説明等を行い、書類作成可能な園から順次行うなどの対応を図る。
意見	船橋市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金について、補助水準の見直しを行う余地がある。	監査時点と同じ	待機児童数の動向を見極めながら待機児童解消の見通しが立った時点で補助水準の見直しを検討する。
意見	保育園協議会補助金について、保育園協議会への研修費補助は、交付補助要綱等を制定して交付内容を明示した上で実施する必要がある。	監査時点と同じ	補助対象をより明確化するために要綱等の制定を検討する。
意見	船橋市保育所父母会事業費補助金について、必ずしも一部の保育園児に対し市の補助を行う必然性はない。	監査時点と同じ	廃止する方向も含めて慎重に検討する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	環境公社補助金の中に、環境公社が採用した職員の人件費も含まれている。	監査時点と同じ	公益法人制度改革の動向を踏まえ、関係部署と協議しながら検討していきたい。
意見	環境公社の存在意義について、事業のあり方を検討し、更なる効率化を検討する余地がある。	監査時点と同じ	
意見	船橋市有価物回収助成金交付要領の目的等と現在の状況に齟齬があるので、交付要領を実態に合わせたものに見直す必要がある。	実態に合うよう要綱の見直しを検討中である。	要領を実態に合うよう改正する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則に、証憑書類の提出を明記することが必要である。	「証憑書類の提出を交付規則に明記すること」については、現行規則の内容と現状の補助金の交付事務の手続きを踏まえ、改正の必要性について検討している。	規則の改正について検討していく。
意見	雇用促進奨励金について、支給途中の退職理由を調査し、退職原因を分析するなどして、有効な施策になるように改善を図る必要がある。	監査時点と同じ	退職理由を調査・分析し、有効な施策となるよう改善を図っていく。
監査結果	勤労者福祉協会補助金 個別の規則、要綱等が定められていない。	要綱等の制定のため、目的、内容、条件等を整備していくことを検討している。	要綱等の制定のため、引き続き目的、内容、条件等を整備していく。
意見	十分な公益性があるとはいえないので廃止を検討すべきである。	監査時点と同じ	本補助事業は、勤労者の相互理解を深め、労働者全体の福祉の向上を目的としたものであり、公益性は備えているものと考えているが、今後、十分な公益性があるかを含め、参加負担金による運営への転換も視野に入れ、事業そのものを改めて検討していく。
監査結果	(財)中小企業勤労者福祉センター補助金 補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	要綱等の制定のため、目的、内容、条件等を整備していくことを検討している。	要綱等の制定のため、引き続き目的、内容、条件等を整備していく。
意見	人件費の圧縮、事業の見直しを行い、会費収入及び参加負担金によってある程度は事業費を賄えるように、事業の適正化を目指すべきである。	人件費等の固定費の削減、事業の見直しによる変動費の削減、会員数の拡大等による自主財源の確保等を掲げた平成19年度から21年度までの自立化推進計画書を策定し、国に提出したところである。	計画書に基づき、事業の適正化が図られるよう指導していく。
意見	共済事業について、責任準備金が十分に足りているかどうかを確認できなかったが、外部の専門家による検証が必要である。	監査時点と同じ	共済事業の財務調整積立金の検証については、会計士等と相談していく。
監査結果	商業環境施設整備事業費補助金の中で、商店街街路灯の撤去については、船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則に定められた様式によらず、商業環境施設変更申請書によっている。	平成18年度から規則に定められた様式を使用することとした。	措置済み
監査結果	商業環境施設維持管理費補助金について、船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則に定められた添付書類を提出していない団体がある。	平成18年度より、該当団体に対し不足書類の提出を求める旨の通知を行い、添付書類の提出を徹底した。	措置済み

意見	商業環境施設維持管理費補助金について、補助対象外の設備の電気料等については、実態を把握して負担のあり方を検討する必要がある。	補助対象外の設備に係る電気料等の把握は、非常に困難と考えられるが、適正に補助金の支出をするための改善策を検討中である。	電気料等の内訳の把握方法について、同様な制度を実施している近隣市や東京電力などに照会し、その結果を踏まえ、適正な負担のあり方を検討していく。
監査結果	商工会議所補助金の算定方法及び精算方法が定められていないので、個別の規則、要綱等を定める必要がある。	「船橋商工会議所事業運営費補助金交付要綱」を定め、平成18年4月1日から施行した。	措置済み
監査結果	商店会連合会補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	「船橋市商店街連合会事業運営費補助金交付要綱」を定め、平成18年4月1日から施行した。	措置済み
監査結果	工業活性化事業費補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	要綱等の制定を検討している。	年末を目途に制定する。
意見	新製品・新技術開発促進事業費補助金について、効果が不明であるので、廃止を含めて検討すべきである。	公募制を取り入れ、また、その審査には、外部委員による選定審査会の設置を検討している。	本補助事業の効果を検証し、廃止を含め事業のあり方等を検討していく。
意見	国際規格認証取得事業補助金については、効果が不明であるので、中小企業のニーズを確認し、廃止を含めて検討すべきである。	監査時点と同じ	今後、申請件数が少ない状況が続けば、廃止を含め、制度のあり方を検討する。
意見	中小企業融資利子補給金について、今のような低金利が続くのであれば、廃止を含めて検討すべきである。	平成19年度より、各種融資制度のうち類似のものを統合するなど一部見直し、簡素化を行った。	今後、他市等の状況を見て見直し等を検討する。
意見	中小企業融資信用保証料補給金について、低金利時代における支援のあり方を改めて検討する必要がある。	平成18年10月、千葉県保証協会が一律1.35%であった保証料を、0.5%と2.2%の間で9段階に設定し直したことから、平成19年4月より、経営状況の良好・優良企業に対する補給を見直し、今年度より保証料率を1.35%(基本利率)を超える中小企業者に対して、保証利率の1.35%との差額分を保証料補給することとした。	措置済み
監査結果	海浜公園管理運営費補助金について、個別の規則、要綱等が定められていない。	海浜公園の管理運営を平成18年度から指定管理者に移行したので、当補助事業の必要がなくなった。	措置済み
意見	公園協会は、指定管理者として更なる効果が期待できる団体かどうかの検討が必要である。	監査時点と同じ	公園協会の営業努力を促進するため、同協会が自主的に業務評価基準を設けてより効率的な運用をするよう指導していく。
監査結果	海浜公園来場者輸送対策費について、個別の規則、要綱等が定められていない。	事業の必要性について、現在パブリックコメントを実施中である。	規則・要綱の制定については事業の方向性が決まり次第検討していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	経営体育成支援リース事業補助金について、一定の所得制限をするべきである。	監査時点と同じ	県との協調補助事業であり、所得制限については、県及び農協と調整を図っていく。
意見	農業者健康管理増進事業費補助金について、廃止も含めて検討する必要がある。	監査時点と同じ	受診率が約30%とそれほど高くはなくなってきたので、市民健康診断(基本健康診査)に移行し、補助金を廃止をする方向で、健康部と調整を図っていきたい。
監査結果	園芸用廃プラスチック対策協議会補助金の算定方法として、組織活動に伴うもの及び環境保全に伴うものについては定めがなく、補助対象経費の範囲が明確でない。	監査時点と同じ	補助対象経費の内容の明確化について検討していく。
意見	野菜生産出荷安定事業費補助金について、補助金の廃止も含めて見直しが必要である。	監査時点と同じ	主要野菜である、ダイコン、ホウレンソウ、ネギ、キュウリについては、農業生産の継続のため少なくとも種・肥料代に相当する最低限の費用の補助が必要であると考えている。
意見	なし産地育成事業費補助金について、一定の所得制限をするべきである。	監査時点と同じ	農協及び果樹園芸組合と協議していく。
意見	地力増進対策整備事業費補助金について、公益性や効果から考えると、廃止も含めて検討すべきである。	監査時点と同じ	有機物資材を活用することは、地力の増進、作物の品質向上ばかりでなく、化学肥料の使用を抑えることになり環境悪化を抑制するという公益性を有しているものと考えており、当面廃止は考えていない。
意見	農業後継者研修費補助金については、廃止も含めて検討すべきである。	監査時点と同じ	農業後継者3団体と廃止も含めて協議していく。
意見	農業後継者対策事業費補助金については、廃止も含めて検討すべきである。	監査時点と同じ	後継者育成のために何らかの有効な施策が必要であると認識しており、今後さらに有効な施策への転換が行われるまで、当面廃止は考えていない。
意見	農業近代化資金利子補給金については、廃止も含めて検討すべきである。	監査時点と同じ	県及び農協と調整を図っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	緑の基金補助金 個別の規則、要綱等が定められていない。	「財団法人船橋市緑の基金補助金交付要綱」を制定し、平成19年4月1日より施行している。	措置済み
監査結果	船橋市補助金等の交付に関する規則に規定されている、補助事業実績報告書及びその添付書類である収支計算書が提出されていない。	「財団法人船橋市緑の基金補助金交付要綱」を制定し、平成19年4月1日より施行し補助事業実績報告書及び収支計算書の提出を義務付けた。	措置済み
意見	緑の基金について、市と独立して存在する意義が薄れており、今後のあり方を検討する必要がある。	今後のあり方について検討中である。	公益法人制度改革の動向を踏まえ、今後のあり方について検討していきたい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	アンデルセン公園運営費補助金に関連して、財政健全化プラン(改定版)に従い、出捐者としての立場から経営指導と事業効率化を徹底し、可能な限り財政支出を削減できるように公園運営が行われることが望まれる。	指定管理者と定期的に会議を行い事業報告や事業計画の説明を受けるとともに、管理運営全般の打合せを行っている。	今後も引き続き、効率的な運営について指導していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	船橋市環境整備事業補助金について、透明性を高めて市民の理解を深めるために、要綱等を定めて事業の内容を明示することが必要である。	監査時点と同じ	事業概要説明用の(補助制度のあらまし)を見直し、補助金額の算定方法、業者選定法等を明示する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	住宅建建築資金利子補給金については、廃止も含めて検討すべきである。	平成19年3月31日をもって、住宅建建築資金利子補給制度を廃止した。	措置済み